

# 中間市教育委員会

## 臨時教育委員会会議録

(平成30年3月)

- 1 日 時 平成30年3月22日(日) 15時00分
- 2 場 所 市庁舎 本館 第一委員会室
- 3 出席委員 河本委員 衛藤委員 齋田委員 坂口委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局出席者 片平教育長 田中教育部長  
森学校教育課指導室長 古賀生涯学習課長  
池田学校教育課長補佐 日下部生涯学習課長補佐  
村上教育総務課長 小林教育総務課総務係長
- 6 傍聴人 1人

# 臨時教育委員会議事日程

平成30年3月22日（木）15時00分

## 1 議決事項

第8号議案 中間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

第9号議案 中間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

第10号議案 中間市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について

関連する報告事項

(1) 中間市点検評価委員会設置要綱の一部改正する要項について

(2) 中間市立学校施設等の目的外使用要綱の一部を改正する要綱について

(3) 中間市立学校職員の業績評価の結果に対する苦情の申出の処理に関する要領の一部を改正する要領について

(4) 中間市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱について

(5) 中間市教育委員会体育施設広告物掲出要綱の一部を改正する要綱について

第11号議案 スクールソーシャルワーカーの委嘱について

第12号議案 学校医の委嘱について

第13号議案 学校薬剤師の委嘱について

## 2 その他

[開会時刻：15時00分]

田中教育部長      みなさんこんにちは。定刻となりましたので、平成30年3月臨時教育委員会を開催いたします。片平教育長よろしくお願ひいたします。

片平教育長      それでは議決事項に入りますが、本日の中心議事は議決事項ということで、議決事項第8号議案から第13号議案まで上げさせていただいております。進め方は第8号議案、第9号議案、第10号議案は一括して提案させていただいて、それに関する報告事項が(1)から(5)になっておりますので、続いてその説明をさせていただきたいと思ひます。その後第11号議案、第12号議案、第13号議案をそれぞれご審議していただくという流れでお願いしたいと思ひます。それでは、まず第8号議案、第9号議案、第10号議案を一括して説明よろしくお願ひいたします。

村上教育総務課長      教育委員会規則等の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。第8号議案から第10号議案まで一括してご説明申しあげます。

第8号議案は中間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてでございます。教育委員会事務局の組織体制や業務内容となる事務分掌が定められた規則でございます。第2条の事務局の組織についてでございますが、これまで、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の3課であったものが、学校教育課、教育施設課、学校指導課、生涯学習課の4課となっております。教育総務課の総務係と学校教育課の学務係を学校教育課に統合し、学校給食係を新設しております。また、教育施設課を新設し、計画係を新設、教育総務課にごさいました施設係を維持係へと名称変更し、こちらの課に組み入れております。学校指導課については、従来の学校教育課指導室が、課として独立したものでございます。生涯学習課に関する変更はございません。今回の変更は4月1日施行される、市全体の機構改革に合わせて行うもので、これからの教育課題の解決に向けた組織機構といたしてしております。

次に、第3条事務分掌について、主な変更点を申し上げます。総務係は、課名以外は変更となっております。学務係でございますが、他の課や係

へ移管する業務を削除しております。2項めの教職員の人事、服務及び福利厚生事務に関する事、については指導係で行う指導面以外の庶務事務を行うため追加しております。4項めは通学区域を除いた学級編成に絞っております。6項めの中間市教育支援委員会の運営と、7項めの教科用図書の採択及び無償給与事務は新規に追加しております。

学校給食係については新設のため、第2項の学校給食無償化の推進など、学校給食全般の事務を記載しております。

新設された教育施設課でございますが、学校施設の長寿命化計画を作成し、学校の長寿命化改修が可能か、改築の必要性があるかなどを判断し、今後の学校施設整備の総合計画を立案する部署でございます。計画を行う係が計画係、維持係は従来の施設係の業務とほぼ同様ですが、教育施設の建設計画は計画係に移管しております。

学校指導課も、学校教育課から独立して新設された課でございます。教員の働き方改革や新学習指導要領への移行・実施、初任者の増員などに対応すべく、学校指導の一層の充実を図るものです。3項めの教職員の業績評価や、7項めの特別支援教育、11項めの招致外国青年任用等、12項めの適応指導教室など、これまでも行っておりましたが、事務分掌に明記されていなかった事務を追加しております。8項めの副読本、教材は改正前の5項めの教科書、準教科書及び教科を整理し言い換えたものです。人権教育係についての変更はございません。生涯学習課についても変更はございません。

続きまして、第9号議案です。中間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。第2条は、引用元の事務決裁規程の施行された年が変更された点を反映しております。また、引用条文の条ずれも併せて修正しております。第3条と第8条で、決裁の電子化に伴い、紙文書との取扱いとの区分を明確にさせて頂いております。なお、この第8条第1項第2号で、機構変更に伴い、教育総務課長を学校教育課長へと修正させて頂いております。

続きまして、第10号議案でございます。中間市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、ご説明申し上げます。こちら、課名変更に伴い、教育総務課や教育総務課長を学校教育課や学校教育課長へと修正しております。また一部句読点など表記を改めております。課名変更に伴う修正や、表の中段の教育長職務代理者とすべきところ、旧来の教育長職務代行者と文言が改まっておりますので、修正を行っております。

以上、3件について、よろしくご審議のほどお願いいたします。

片平教育長	ただいま第8号議案、第9号議案、第10号議案について説明がございましたが、それにつきましてご質問やご意見ございましたらお願いいたします。
衛藤委員	教職員の業績評価に関することとありますが、これは以前説明があった人事評価制度と同じようなものだと考えていいですか。
村上教育総務課長	行政職員には人事評価というかたちで、教職員については業績評価という制度があります。
衛藤委員	わかりました。
片平教育長	他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは一括3件につきまして、ご承認いただけますでしょうか。
各委員	はい。
片平教育長	それでは承認ということで、よろしくをお願いいたします。 続きまして、ただいまの承認頂いた議案に関しまして報告事項の(1)から(5)でございますが、この説明をお願いいたします。
村上教育総務課長	先ほどの規程改正に関連する要綱等の改正についての報告事項となりますが、こちらも一括してご報告申し上げます。1件目の中間市教育委員会点検評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱につきまして、第6条で点検評価委員会の庶務担当課を教育総務課から学校教育課へ変更いたしております。教育総務課所管分は以上でございます。
片平教育長	続きまして(2)中間市立学校施設等の目的外使用要綱の一部を改正する要綱についてでございますが、説明よろしくをお願いします。
池田学校教育課長補佐	(2)学校教育課の所管の内、所管換え等が必要なものについて報告をいたします。中間市立学校施設等の目的外使用要綱についてでございますが、この要綱につきましては所管換えの必要はございませんでした。旧要綱の第13条に(学務課)とありますが、現在学務課という課はございま

せんので、学校教育課に改めることといたしました。その他にも、表記に統一性のないものや、条だての順番を改めた方がよいものなどがみられましたので、この機会に要綱全体を見直して、字句などの修正を行うものがございます。

片平教育長

続きまして、(3)の中間市立学校職員の業績評価の結果に対する苦情の申出の処理に関する要領の一部を改正する要領について説明をお願いします。

池田学校教育  
課長補佐

(3)中間市立学校職員の業績評価の結果に対する苦情の申出の処理に関する要領についてでございます。これは先にご承認頂きました事務組織規則の改正によりまして、県費負担教職員の業績評価に係る事務が学校指導課の所管となりましたことから、この要領の条文について必要な修正を行うものがございます。旧条文中に学校教育課、学校教育課長とあるものをそれぞれ、学校指導課、学校指導課長と改めるものがございます。この要領に定められている申出書や調査書等、様式が定められておりますが、それに関しましては修正箇所がございませんでしたので、この資料には添付しておりません。以上でございます。

片平教育長

次の(4)中間市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いいたします。

古賀生涯学習  
課長

中間市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱についてでございます。中間市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正するというところで、別表第1中「総務部長」を「市長公室長 総務部長」に、「教育部長 環境上下水道部長 総合政策部長」を「環境上下水道部長 教育部長」に改めるものがございます。また、次の第2表につきましては、「土木管理課長 世界遺産推進室長 教育総務課長」を除き、「建設課長 教育施設課長 学校指導課長」が加えられます。理由は機構改革による役職名の変更でございます。以上でございます。

片平教育長

続きまして(5)中間市教育委員会体育施設広告物掲出要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いいたします。

古賀生涯学習  
課長

中間市教育委員会体育施設広告物掲出要綱の一部を改正する要綱を次のように定めるということで、第10条中「教育総務課長、学校教育課長

及び中央公民館長」を「学校教育課長、教育施設課長及び学校指導課長」に改めるものでございます。理由は機構改革によるものでございます。以上でございます。

片平教育長 ただいま（１）から（５）まで報告がございました、これはすべて機構改革に伴う改定等でございます。これについて（１）から（５）までご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいいたします。

衛藤委員 中央公民館長という役職がなくなるということでしょうか。改正後は中央公民館長という言葉が入っていませんので。

古賀生涯学習課長 中央公民館長の役職は残りますが、要綱中の幹事の中から消えるということですか。

衛藤委員 わかりました。

片平教育長 よろしいでしょうか。他に。

坂口委員 学校施設等の目的外使用要綱の一部改正で、改正前の使用許可の権限が、改正後では全面削除されています。この削除の意図を教えてくださいませんか。

池田学校教育課長補佐 使用許可の権限につきましては、第１３条としては削除されていますが、改正理由にも申しました通り、条だての順番を改めておまして、一部を第７条にもっていきまして、文言の整理をしております。

坂口委員 一部が第７条に替わって、もう一部はその他の条文に入っているのでしょうか。

池田学校教育課長補佐 文言の整理をしておりますので、そのまま移行したわけではなく、一部削除をし、一部を第７条にそのままもってきております。第６条に同様の文言を入れております。

坂口委員 権限については、申請に関する一部を第６条に、後は許可に関する部分を第７条に分散しているのですね。

片平教育長	<p>ただいま説明ありましたように第13条が第6条と第7条に整理されたということですね。よろしいでしょうか。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p>
坂口委員	<p>この告示は4月1日から施行ということですので、先ほどの第6条、「使用日の10日前までにすでに使用許可申を校長に提出しなければならない」ということは、この申請書はできあがりつつあるのでしょうか。4月1日から施行ですから、4月1日から使用する場合等はどうかでしょうか。</p>
池田学校教育課長補佐	<p>申請は、4月1日から申請をするものについて、この要綱が適応されますので、例えば4月2日に使用されるものであれば旧要綱に基づく申請書を出していただくということになります。</p>
坂口委員	<p>旧要綱の申請書というのは、今現在進行形であるわけですね。了解しました。</p>
片平教育長	<p>他によろしいでしょうか。それでは今説明のあった報告事項について承認いただけるということで、これでいきたいと思えます。</p> <p>それでは第11号議案スクールソーシャルワーカーの委嘱について説明お願いいたします。</p>
森学校教育課長事務心得	<p>スクールソーシャルワーカーの委嘱について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。本市のスクールソーシャルワーカーとして2名を委嘱したいと考えております。1、平川明美氏、こちら社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っております。本年度中間東中学校及び中間南中学校を拠点として19名の児童、生徒の相談業務に関わっており、継続中の案件も行っております。また、数件の案件について改善がみられているということでございます。2、田中惟子氏、こちらは社会福祉士、精神保健福祉士の他に教員免許も持っておられます。中間中学校、中間北中学校を拠点に相談業務にあたっていただき、本年度21名の相談を受け、内18件について継続中でございます。2名とも大変資質に富んだ素晴らしい人材であり、是非この2名を中間市のスクールソーシャルワーカーとして委嘱したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>



片平教育長	<p>継続してこの2名を、今度は市で雇うということでございますが、ご審議よろしくお願ひいたします。質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは承認するというので、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、第12号議案学校医の委嘱でございます。</p>
池田学校教育課長補佐	<p>第12号議案と第13号議案につきましては、学校医及び学校薬剤師の委嘱についてでございますので、続けて述べさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
片平教育長	<p>はい。</p>
池田学校教育課長補佐	<p>まず第12号議案学校医の委嘱につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、中間市教育委員会事務委任規則第2条第12号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。学校医につきましても、遠賀中間医師会より推薦をいただきました福田醫院の福田美穂先生を委嘱したいと思っております。</p> <p>第13号議案学校薬剤師の委嘱について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、中間市教育委員会事務委任規則第2条第12号の規定により、議決を求めるものでございます。こちらは遠賀・中間薬剤師会より推薦を頂きました、薬司堂薬局の斎藤直子薬剤師を推薦頂いております。薬剤師の先生も学校医の先生方も担当校は中間南小学校でございます。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
片平教育長	<p>第12号議案、第13号議案説明ございましたが、それにつきましてご意見等ございませんでしょうか。これは医師会又は薬剤師会から推薦をもって決めさせて頂いておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいまの第8号議案から第13号議案まで説明等審議していただきましたがそれにつきまして、何かご意見等よろしいでしょうか。</p>
衛藤委員	<p>機構改革については教育委員会に留まらず、全体的な機構改革が行われたと思ひますが、機構改革が行われた理由についてお聞きたい。全体的で結構です。それから資料が非常に多くなっておりますので、今日の時間帯ではもし質問できないものは、別件またお尋ねをさせてもらっているのか、その2点でございます。</p>

村上教育総務  
課長

今の福田市長体制になって、予算組みも終わりました、機構改革もこれから山積する行政課題を解決するという目的で組まれたということで認識しております。

今後もしお気づきの点があれば、ご指摘いただければ確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

衛藤委員

わかりました。

片平教育長

よろしいでしょうか。

私の方から1点、今回配布した資料は個人名等載っております。これは個人情報になりますので、資料の取り扱いは十分気を付けていただきたいと思います。

その他報告等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは臨時教育委員会をこれで終わりたいと思います。お疲れさまでした。

[閉会時刻：15時35分]